

# 総務常任委員会

平成30年2月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○奥村 容子	宮崎 和彦
小林 誠	小村 尚己	木澤 正男
伴 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	西巻 昭男
同 次 長	谷口 智子	総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	福田 善行
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 係 長	竹山 潔	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	生 涯 学 習 課 長	中原 潤
同 参 事	井上 貴至	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、宮崎委員のお2人を指名いたします。

お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告をさせていただきます。

初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。現在の整備工事の進捗状況につきましては、現在、あずまややトイレの建築、また、園路整備、境界柵の設置などの工事を進めているところでございます。なお、整備工事につきましては、今年度をもって終了する予定であります。なお、3月議会に、史跡中宮寺跡整備事業の一部について、平成29年度一般会計予算に係る繰越明許費を要求させていただいております。これにつきましては、整備事業報告書の作成に係る費用についてお願いをしているものであり、整備工事が年度末近くまでの実施になりますことから行うものでございます。

次に、法隆寺若草伽藍跡南門推定地における発掘調査についてであり

ます。今回の調査地は、昭和14年の発掘調査などの成果によりますと、伽藍中軸線上に当たり、南門が推定されていることから、町文化財保護審議会の指導のもと、8月から12月まで追加調査を実施したものです。今回の調査は、主屋南側の空閑地を利用して、南門に関連する遺構の有無などを確認することを目的に発掘調査を実施いたしましたが、昨年度の調査と同様に、既に飛鳥時代の遺構や土層が削りとられていて、遺物としては、飛鳥時代の瓦などは出土しておりますが、遺構としては、幅2メートル程度の溝を検出した以外、南門に関連する顕著な遺構は見つかりませんでした。

次に、平成25年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩における古墳の範囲確認調査についてであります。今回の発掘調査につきましても、豊島准教授のもと、奈良大学の学生に従事いたしまして、本日2月19日から3月31日までの間で実施を予定しております。今年度の調査は、龍田北1丁目に所在する甲塚古墳の範囲確認を目的としているところでございます。

次に、春日古墳調査検討委員会の開催についてであります。2月27日火曜日の午前10時より、第3回目の会議を開催いたします。今回の会議では、墳丘で実施いたしましたミューオン調査や気象や植生などの環境調査の報告成果などについてご検討いただく予定でございます。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。3月27日火曜日の午前10時より開催をいたします。町指定文化財候補の調査として現在実施しております五百井地区の大方家歴史資料調査や、今年度を実施しました法隆寺若草伽藍跡南門推定地における発掘調査等について報告いたしますとともに、来年度に実施を計画しております文化財関連事業について、ご検討いただく予定でございます。

次に、平成30年度の史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開について、日程が決まりましたので、ご報告をさせていただきます。春季の公開につきましては、ゴールデンウィーク期間中の4月28日土曜日、29日祝日の日曜日の2日間、開催をいたします。

最後に、文化財センターの展示会についてであります。文化財センターでは、これまで春季と秋季の年に2回の展示会を行っておりますが、

平成30年度は、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を締結して1周年を記念いたしまして、春季の展示会を夏季の展示会としまして、法隆寺食封のつながりによって文化交流を推進していくこととなりました兵庫県姫路市、兵庫県朝来市、神奈川県小田原市、群馬県高崎市の4市と斑鳩町のそれぞれの地域の歴史や文化を再認識し、法隆寺を縁としたこのつながりが未来の世代に受け継がれることを目的とした展示会の開催を計画しております。なお、秋季につきましては、例年どおり藤ノ木古墳に関連した展示会の開催を計画しております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 中宮寺跡の整備ですけども、計画が最終年度ということで、これから維持管理にかかってきているものですけど、以前ちょっと現場、総務委員会として視察させていただいたときに、かなり広大な地域で、そして草刈りの管理なんかもどうされるのかということで、ちょっと心配になって、話もさせてもらっていたと思うんです。今後、管理委託をしていくことになるのかなというふうに思うんですけど、あのときは冗談半分にもちょっと言うていましたけど、ヒツジを放して、草をね、食べるとか、奈良やからシカなんかもありかなと思うんですけども、例えば常駐させて飼育をするっていうのと、あと、ヒツジなんかも、そういう牧場がヒツジをトラックに乗せたりして、レンタルっていうんですかね、草を食べるっていうのかな、そういうので1日放牧させたりとかいうものもあるっていうふうに聞いたんです。別に冗談で言うているんじゃないしに、本気で言うているんですけども。そういう形で、例えば中宮寺そのものを当然見に来てもらうっていうのは大事なんですけども、やっぱり今、ああいう状態でなかなか来てもらいづらいかなど。例えば年に1回とか、そういう放牧して、草食べるのを見に来てもらっているいろいろ関心持ってもらうとか、そういう取り組み、発想っていうのはちょっとできないのかな

と思ひまして。すぐやれるかどうかで難しいと思ひるので、ちょっと研究していただければなというふうに思ひたんですけど。

委員長 藤原教育長。

教育長 確かに以前からですね、そういった動物を使つての除草ということで大変有効であるということは私も承知しておるところでございます。ただ、現場がですね、市街地の中にあるという、また、横には県道も走っております。そういったことから、そういった動物の放し飼ひについては、ちょっと適さない場所であるかなと。以前のようなね、野外活動センターのような場所で行なうのであれば、またそういったことも有効かなと思ひんですけども、ちょっと、おっしゃっていることにつきましては、現場、そういった中宮寺の今の現場にはちょっとなじまないのかなと思ひております。

木澤委員 なかなかなじまないという認識をいただきました。可能かどうか、私のほうもちょっと、もうちょっと調べてみますので、また実現可能なようであれば、ご提案させていただきたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成30年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 おはようございます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、平成30年度税制改正大綱（地方税関係）の概要につきまして、ご報告をいたします。

本日ご報告を申しあげる内容につきましては、昨年の12月に国におきまして取りまとめられました平成30年度の税制改正の大綱のうち地方税に関係するものを抜粋して、その概要を説明させていただくものでございます。よろしくお願いを申しあげます。

恐れ入りますが、資料の1をお願いいたします。資料に沿って、ご説明をいたします。

まず初めに、1番、個人町民税、（1）個人所得課税の見直しでございます。働き方の多様化を踏まえまして、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応等を行うものでございます。改正後の所得税関係法令の自動影響による適用も含めまして、平成33年度分以後の個人住民税につきまして、それぞれ適用するものでございます。

1つ目は、①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替でございます。特定の収入のみに適用されております給与所得控除・公的年金等控除をそれぞれ10万円引き下げますとともに、どのような所得にでも適用されます基礎控除に負担調整の比重を移すため、同額の10万円を引き上げ、現行の33万円を43万円とするものでございます。

次に、②給与所得控除の見直しでございます。給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円とし、先ほどの①の振りかえによります10万円の引き下げ分を含めまして、その上限額を220万円から195万円に引き下げるものでございます。なお、本改正に当たりましては、イのとおりお示ししております、22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいるなど子育てや介護を行っている者には負担増が生じないよう措置を行うこととなっているところでございます。

続きまして、裏面、2ページをお願いいたします。

次に、③公的年金等控除の見直しでございます。1つ目は、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額につきまして、①

の基礎控除への振りかえによる10万円の引き下げ分を含みまして、195万5,000円の上限を設けるものでございます。

また、2つ目、イといたしまして、公的年金等以外に1,000万円を超える所得があった場合の控除額につきまして、公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には10万円を、また、2,000万円を超える場合には20万円を、それぞれ控除額の引き下げを行うものでございます。

続きまして、④基礎控除の見直しでございます。所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する現行の基礎控除につきまして、所得が2,400万円、給与収入で2,595万円となりますが、その金額を超える納税義務者に係る基礎控除額を、逡減あるいは消失する仕組みを設けるものでございます。具体的は、下表のとおり、10万円振りかえ後の基礎控除額43万円につきまして、所得が2,400万円を超え2,450万円以下の場合には3分の2の29万円に、2,450万円を超え2,500万円以下の場合には3分の1の15万円に、さらに、2,500万円を超える場合にはその適用を行わないこととするものでございます。

次に、⑤番でございます。給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴う所要の措置等についてでございます。1ページの①の給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴いまして、給与所得や公的年金等、合計所得金額がふえることとなってまいります。このようなことから、合計所得金額を基準としております同一生計配偶者・扶養親族等の所得要件を、現行の38万円以下から48万円以下に改める、あるいは、非課税限度額、住民税の非課税限度額につきまして、その基準額に10万円を加算するなど、収入換算でその要件等が変わらないよう所要の措置を行うものでございます。

また、改正に当たっての留意事項といたしまして、合計所得金額等を活用しておる社会保障制度等の給付あるいは負担の水準に関して影響や不利益が生じないように、各制度の所管府省におけます対応を踏まえまして、担当部局と連携して適切に対応するよう求められているところでございまして、当町関係各課には、既に情報提供も行っているところでござ

ございます。

以上が、個人所得課税の見直しに関する改正内容であり、平成33年度課税分以後の個人町民税について適用となってまいります。この改正によります町税への影響額は、平成29年度、本年度の課税実績からの試算では、約230万円の税収増となっているところでございます。

次に、(2)でございます。個人住民税に関する改正といたしまして、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知へのマイナンバー記載の一部見直しでございます。平成29年度の課税分から、特別徴収義務者用の特別徴収税額通知にマイナンバーを記載することとされておりましたところでございます。このたび、当該通知を書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととするものでございます。

なお、本改正につきましては、平成30年度分以後の個人住民税について適用するものでございますが、既に、昨年12月26日、国のほうで省令が改正されておまして、本年1月1日において施行をされております。これを受けまして、平成29年度には補正予算をお願いいたしました簡易書留によります郵送方法につきまして、新年度予算については普通郵便での郵送経費により予算計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。固定資産税・都市計画税に関する改正内容でございます。

1つ目は、(1)土地税制といたしまして、①土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続、②据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続でございます。この2つの改正につきましては、平成30年度の評価替えに伴う改正でございます。現行の措置が平成29年度で期限切れとなりますことから、平成32年度まで現行の措置を継続するものでございます。

次に、(2)固定資産税等の特例措置の関係でございます。

まず、新たな特例措置、①バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設でございます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定いたします特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、平成

30年4月1日から平成32年3月31日までの間に同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、改修工事費の60分の1を上限といたしまして、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1相当額を減額するものでございます。本特例措置につきましては、市町村の条例の定めるところにより申告を要することとなっておりますことから、町税条例におきましては、その申告に関する規定を定めてまいります。なお、本町には、特例措置の対象となります劇場あるいは音楽堂等、民間の特別特定建築物は、今現在、ないという状況でございます。

次に、②番、新築住宅に係る固定資産税額の減額措置の適用期限の延長でございます。現行の減額措置の適用期限を、平成32年3月31日まで、2年延長するものでございます。

③の公害防止施設等に係ります固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長等につきましては、適用対象施設等の見直し及び課税標準を価格の現行3分の1から2分の1等とした上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長するものでございます。

次に、④再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長等でございます。一定規模の太陽光及び風力発電設備につきましては、課税標準を現行の3分の2から4分の3等に、また、水力発電、地熱発電設備につきましては、同じく一定規模のものについて、現行の2分の1から3分の2等に、それぞれ見直しを行った上、その適用期限を平成32年3月31日まで、2年延長するものでございます。

また、⑤といたしまして、その他、特例措置の見直しでございます。本年3月31日で期限が到来いたします特例措置につきましては、適用期限の延長や適用要件の一部見直し等につきましては、平成30年4月1日から適用を行うものでございますが、町税に影響を及ぼす改正等はございません。

続きまして、4ページでございます。3番、たばこ税でございます。

初めに、(1)たばこ税率の引上げといたしまして、国と地方のたば

こ税の配分比率1対1を維持した上で、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階で、国と地方を合わせて1円ずつ、1本当たり3円、市町村税では1.29円の引き上げを行うものでございます。第3段階時点での本改正によります町税への影響額でございますが、平成28年度決算額からの試算では、年間約3,500万円の税収増となっております。

次に、(2)加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。下の図もあわせてごらんいただきたいと思います。現行では、アイコスやグロー、プルームテックといった加熱式たばこは、法令上、パイプたばこに区分されておりまして、紙巻たばこ1本当たりの重量が約1グラムであるところから、その重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算してたばこ税が課税されているところでございます。また、現行、その重量が非常に軽いことから、紙巻たばこと比較した税負担は、アイコスが78.5%、グローが49.0%、プルームテックが14.0%となっております。今回の改正では、新たに加熱式たばこの区分を創設いたしますとともに、これまでの重量のみによる換算方法から、重量の要素として、重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として、また、価格の要素といたしまして、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの平均価格で除した値を0.5本として、その合計により紙巻きたばこの本数に換算する方法に見直しをするものでございます。本改正の適用につきましては、平成30年10月1日から実施をいたしまして、新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を5分の1ずつ、平成34年10月1日まで5年間かけて段階的にふやしていくこととするものでございます。

続きまして、5ページでございます。

4番、地方税の電子化の(1)共通電子納税システム(共同収納)の導入でございます。こちらのほうは、全地方団体が加入・運営しておりますeLTAXを活用した共通電子納税システムを導入するもので、個人町民税の特別徴収分及び地方法人2税につきまして、平成31年10月から運用を開始するものでございます。なお、この共通電子納税システム導入に対応をするため、新年度予算におきまして、町の基幹税システムの改修費用を計上させていただいているところでございます。

また、(2)といたしまして、この共同収納の実施等、今後のeLTAAXが安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAAXの運営主体につきまして、法律に設置根拠・組織運営が規定される地方共同法人として地方税法に位置づけるものでございます。

続いて、5番、森林環境税(仮称)等の創設でございます。パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえまして、来年の平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するものでございます。

まず、(1)森林環境税(仮称)の創設でございます。納税義務者は、森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、税率は年額1,000円、また、賦課徴収は市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収し、都道府県を經由して、全額を国に払い込むものでございます。適用は、平成36年度から課税をするものでございます。

次に、(2)森林環境譲与税(仮称)の創設でございます。譲与総額は森林環境税の収入額に相当する額とし、一定の譲与基準により、市町村に9割、都道府県1割を譲与するというものでございます。譲与税の使途といたしましては、市町村では、間伐や人材育成、担い手の確保等、森林整備及びその促進に関する費用とし、都道府県におきましては、その市町村の支援等に関する費用、こちらのほうが使途となっております。適用は平成31年度から譲与するものとし、先ほどの森林環境税が課税される平成35年度までの間におきましては、その譲与財源は借入金により対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還することとされているところでございます。また、制度創設当初は、市町村の支援を行う都道府県の役割を鑑み、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行することとされているところでございます。

続きまして、資料の6ページでございます。

6番、地方消費税の清算基準の見直しでございます。地方消費税の都道府県間の清算基準につきまして、税収を的確に最終消費地に帰属させるため、見直しを行うものでございます。

まず、(1) 統計データの見直しとして、統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや非課税取引に該当するものを除外する、また、(2) 統計カバー率の見直しといたしまして、統計カバー率を75%から50%に、人口比率を50%にする等の見直しを行うものでございます。地方消費税は、都道府県税ではございますが、その税収の2分の1が市町村に交付されております。今回の改正のよりまして、奈良県においては増収となる見込みでございまして、本町への交付金につきましても、奈良県の試算結果をもとに算出をいたしました平成28年度決算額からの試算では、約3,000万円の増収となっているところでございます。

最後に、7番、その他といたしまして、その他法令の改正によります条文整理等、所要の改正でございまして、今回の税制改正におきましては、地方税法をはじめまして、所得税法、租税特別措置法等の改正が予定をされており、これら関係法令の改正におきまして、項番号、号番号等の繰り上げや繰り下げ、また、条文の整理等も行われますことから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上が、平成30年度地方税関係に係ります税制改正大綱の概要の説明とさせていただきますが、今後、関係法令の改正内容等の確認を行う中で、本年4月1日からの適用を要する改正につきましましては3月31日付で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 非常にたくさん説明していただいて、私も理解できていない部分が多いんですけども、課長、最後におっしゃった、必要な部分についてはまた3月31日付で専決処分する改正の形になるのかなと思うんですけども、これ、出てきている分が全部対象になるということで理解していいんですか。

税務課長 ただいま非常に多数の改正内容等説明させていただきましたけれども、基本的には、主に固定資産税の関係の、この3月末をもって適用期限が切れまして、延長等するものに関して、今現在は専決処分をさせていただく必要があるのかなと考えております。例えば個人町民税の関係、平成33年度分以降、あるいはたばこ税の平成30年10月1日以降、そのあたりの施行期日の分につきましては、町税条例の改正を、今後、上程をさせていただいて、議決をいただいた上での施行と、このように考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(2) 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の2番目、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号2、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結についてという標題の資料をごらんいただけますでしょうか。

初めに、協定の趣旨についてであります。斑鳩町犯罪被害者等支援条例につきましては、昨年12月議会におきまして議決を賜り、本年4月1日から施行することといたしておりますが、本条例の施行に当たり、犯罪被害者等の支援に関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、協定を締結するものでございます。

次に、2、協定の名称につきましては、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定としております。

次に、3、協定の相手方につきましては、西和警察署及び公益社団法人なら犯罪被害者支援センターとなっております。

次に、4、協定の内容につきましては、1つとして、犯罪被害者等の支援施策における相互連携、2つとして、犯罪被害者等の支援施策の中

で知り得た個人情報の適正管理としております。

最後に、5、協定締結日につきましては、今月23日の金曜日を予定しております。

なお、本協定につきましては、西和7町が同日にそれぞれ西和警察署及びなら犯罪被害者支援センターと協定を締結することとしておりまして、協定締結場所につきましては、西和警察署内を予定しているところでございます。

以上、各課報告事項の2番目、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定の締結につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 協定を結んでいただくことは別に悪いとは思いませんけども、これ、だから、以前ですね、犯罪被害に遭った方に対する支援条例をつくっていきますよっていうときにはこの話なかったんですけども、その後に協定の話が出てきたんですかね。これ、だから、情報なんかは警察とも当然、教えてもうたり、共有していったりするっていうことは必要だったんですけども、その段階では、協定を結ぶとは言ってはらへんかっただと思うんです。そこの経緯をちょっと教えてもらえますか。

総務課長 まず、条例の中で、この犯罪被害者等支援の施策の推進に当たっては関係機関のほうと調整をしながら進めていくということ、この条文の中にもございました。その条例のほうで議決賜りましたので、それを受けて、具体的に今後、この警察または支援センターとの協定のほうを具体的に進めていったというところがございますので、当初のほうからこういうところとやっぺいこうということは考えておったんですけども、具体的な協定の中身等につきましては、その条例の議決を賜ったのを受けて調整を進めているというところがございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 奈良県下でも1年前ぐらいからもう既にやっておられるところありますけれども、もしこれに該当する方がおられたらどういう頻度でされるケースがあるものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。定期的にされるものか。

総務課長 具体的には、先般の条例の中でですね、見舞金制度、遺族見舞金であったり障害見舞金、これにつきましては、先に先行されている市、町のほうでも適用事例ないということは聞いておるんですけども、一般的な、それにも当たらないような犯罪被害につきましては、通例、相談であったりですね、そういうこともされていますので、そういったことのつなぎの役割を果たしていくということで、市町村の役割として考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)平成30年度の観光イベントについて、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく おはようございます。

り政策課 それでは、(3)平成30年度の観光イベントについて、ご報告させていただきます。

長 斑鳩町では、これまで、さまざまな観光イベントを実施し、行ってきたところでございます。しかしながら、これらのイベントが、全国、海外から誘客を促すというより、住民向けのイベントになってきたという反省がございます。住民の皆様方から愛されるイベントでありつつ、遠方から観光客が斑鳩に来るきっかけとなるイベントが必要です。

さらに、報道にもございますように、訪日観光客数は前年より約20%

ふえ、2869万人とふえ続けております。また、2021年には聖徳太子1400年御遠忌を迎えることとなっており、より世界遺産のあるまち、聖徳太子ゆかりのまちをPRし、全国、世界から観光客を迎える施策を進めていく必要に迫られております。

これらのことから、平成30年度の観光イベントについては、費用対効果を考え、これまでの枠組みを再編してまいりたいと考えております。

資料の左側が、平成29年度に実施したイベントです。いかるがWeeeeK、聖徳太子市、生駒郡実施のツーデーウォークを実施し、当初予算額866万円で行いました。これらに加えまして、資料上段に行っていますが、昨年12月に商工会青年部でいかるがマルシェを初開催され、次年度以降、拡大して開催を予定されております。また、平成30年3月末には史跡中宮寺跡が整備完了しますが、斑鳩町観光戦略におきましても、史跡中宮寺跡の観光活用を目指しているところでございます。さらに、平成30年12月11日は、法隆寺地域の仏教建造物が日本で初めて世界文化遺産の登録を受けてから25周年の記念すべき日を迎えます。

そこで、これまでの観光イベントで全国、世界から観光客を迎えるため有効である部分は残しまして、さらに、費用対効果を考え、資料右側の平成30年度の観光イベントを支援してまいりたいと考えております。

まず、11月の土曜日に竜田川紅葉祭りを観光協会により実施されます。次に、11月祝日に東栄会商店街により常楽市を実施予定で行いまして、これに補助を行ってまいります。次に、11月下旬に日本ウォーキング協会認定の全国規模のツーデーウォークを開催したいと、奈良県ウォーキング協会と西和地区の市町村有志で協議を進めております。

12月には、世界文化遺産登録25周年記念のいかるがマルシェを商工会で開催され、斑鳩町が開催を支援してまいります。この中で、いかるがWeeeeKで好評であった気球の開催も検討されると聞いております。最後に、12月から2月にかけて、いかるがマルシェや聖徳太子忌日である2月22日に合わせて冬季ライトアップの開催を支援してまいりたいと考えております。このライトアップについては、この後報告させていただきます世界文化遺産活性化事業（補助金）を活用し、新た

に法起寺周辺でのライトアップも実施できればと考えておりますが、補助金の採択を受けることができない場合には、町単独事業として、法隆寺駅北口と法隆寺松並木の2か所でライトアップ事業を補助していくこととしております。

以上5つの事業を平成30年度は観光イベントとして補助していくこととしており、町の持ち出し予算額は、平成29年度より240万減の626万円を予定しております。

以上で、平成30年度の観光イベントについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今までやってきたイベントで、基本的に、やる場所だったり、やり方だったりが変わるんでしょうけども、今までやってきたのでやらなくなる、なくなるやつっていうのあるんですか。

まちづく 基本的に、平成29年度のイベントについては一旦廃止という形を考  
り政策課 えております。30年度に、右に書いております5つのイベントをさせ  
長 ていただくという形で、完全に再編という形です。

竜田川紅葉祭りにつきましては、いかるがWeeeeeKの中で3年間やってきましたけれども、それ以前から続いているものではございますけれども、一旦、いかるがWeeeeeKの枠組みも全部外すということで、いかるがWeeeeeK自体を、平日でなかなか集客が難しいところから、廃止させていただくという趣旨でございます。以上でございます。

木澤委員 いろいろやりくりしてもらって、だから、補助金で言うと、866万円から626万円に減額されるわけですね。そうすると、どの部分が削られることになるのかなってちょっと思ったんですけども。それ、比較して見るっていうことはできないんですか。

まちづく  
り政策課  
長

まず、聖徳太子市自体が、100万円ですけれども、これは全てなくなります。あと、ツーデーウォークのお金はほとんど同じでございますので、同じように流れていくと思えますけれども、いかるがWeeeeeeKの分ですね、今まで500万円プラス94万円の594万円であったところがですね、減るということでございますので、約140万円がいかるがWeeeeeeKのイベントから減るということでお考えいただければわかりやすいのではないかと思います。ですから、いかるがWeeeeeeKで140万円分、聖徳太子市で100万円全てという形で減りまして、全てで240万円の減の予定でございます。以上です。

木澤委員

そのイベント等、どういうふうに再編、一旦廃止して、新しくどういうふうに進めていくのかっていう協議自体は、どういう場でしていただいたんですか。

まちづく  
り政策課  
長

本日こちらに上げさせていただくまでにですね、もちろん庁舎内でも意見を詰めましたし、あとは、商工会さんがわりかし中心になってやっていただいていますので、いかるがWeeeeeeKの実施中ですね、さまざまな形でいかるがWeeeeeeK実施団体の方々と協議していったものでございます。以上です。

木澤委員

これまで、イベント多いんじゃないですかって言うてきましたので、職員さんの負担も考えたりとか、いろいろな面で、再編されていくっていうことは必ずしも別に悪いとは思っていないんですけども、例えばこの聖徳太子市にしても、知床さんでしたかね、あそこと連携しながらやってきましたけども、そうすると、そういう、友好都市っていうんですかね、との連携はまた別な形で図っていくっていうことになるんでしょうか。

まちづく  
り政策課

知床さんは、友好都市ではございません。知床さんにつきましては、以前に、前町長のときに友好都市の打診をされましたが、お断りをいた

長 だいております。来ていただいていたのは業者さんだったので、今回はその業者さんも来られないということで、本年度の聖徳太子市は、知床さんは来られなかった状況でございます。

そのほかの都市につきましては、友好都市につきましては、今後もですね、いろいろな形で物産交流していきたいと思っておりますので、それはまたいかるがマルシェされるときに、町からのお願いとして組み入れていただけないかということをお願いをさせていただく機会があれば、言っていきたいと思っております。

なお、今、商工まつりにおきましては、現在でも飯島町さんが、商工会さんが呼んでいただいて毎年夏に来ていただいておりますので、そういった形を目指していければと考えております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員 平成30年度案の補助金、足しても、この626万になりますか。ごめんなさい、ちょっと、この計算を間違っているのか、ならなくて。

まちづく  
り政策課  
長 あのですね、この626万円っていうのは、町持ち出し予算額でございましてですね、一番下のですね、12月から2月の冬季ライトアップの②の松並木・法起寺のライトアップの2段目の540万円につきましてはですね、今のところ、100%補助を目指しているものでございます。この内示は3月末でございまして、まだどうなるかはわかりませんが、そういった場合にですね、補助が全てつきましたときには、626万円の町の持ち出し予算でできるということでございます。

そのときに、下にですね、括弧に、補助がないときは696万円って書いていますけれども、それは、右下の※印から3段読んでいただいたらですね、町単独事業での場合は、町補助金70万円を松並木に出すということでございますので、それで、補助がないときには696万円になるという算段でございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。 伴議長。

議長 あのですね、ちょっと教えておくんなはれ。この29年度のいかるがWeeeeeKで、これ、土・日94万円って、こう、入っていますわな。土日というと、なんとなく紅葉祭りの曜日に合致するかなど。それで、この右手のほうやと80万と。1日になって80万、2日でやっってはったときは94万円、段取り自体はそんなに、費用として14万しか変わらへんのに、なぜ1日にしはるのか。ちょっとそのあたり、その思いついていいですか、なぜそうなったのか、教えてください。

まちづくり政策課長 紅葉祭りにつきましてはですね、もちろん、2日間しても、1日でも、さほど費用は変わらないものなんですけれども、実はちょっと、紅葉祭りにつきましては、現在、パークウェイ等の工事に伴いまして、前とはちょっと駐車できるスペースがずいぶん変わってきておりまして、近隣さんからの苦情もちょっと出てきている状況でございます。そういった面も含めましてですね、廃止も考えたんですけれども、やはり住民の皆様も子どもたちも楽しみにしていただいている行事でもございますし、ちはやふるの映画などでも竜田川の紅葉のことも有名になってきている中、廃止というのはちょっといかがかということでございまして、こちらは、費用よりも、むしろ近隣住民様に配慮いたしまして、1日短縮させていただければというふうに考えております。以上です。

伴議長 今回の説明、わかるようで。1つ教えてほしいんですが、1日にする、2日のやつを1日にすれば、近隣住民さんは、ああ、それはもうしゃあないなというような感じになっていただいている、その辺の話し合いっていうのは、できていますんやろか。

まちづくり政策課長 こちらの案はですね、本日初めて議会で示したものでございまして、これまで、住民さんにこの案を示したことはございません。以上です。

議長 ということは、そう納得していただけるやろうなということでこの案を出していただいたと。議会に最初に説明していただいたと。というこ

とは、流動的っていいですか、その話し合いと。それとも、もう町はこれでやるんやと。住民さんの意見っていうものによって変化があるのか、それとも、もう一遍、これ、示したやつで、もうこれ1日で今後やっていくんやと、この辺の判断は、どうされるんですか。

まちづく  
り政策課  
長

町のほうはですね、この観光協会のイベントに対して支援していくものでございますので、本日のね、議長からのご意見賜りまして、観光協会に伝えましてですね、観光協会のほうでまた考えていただきまして、それをですね、積み増しで支援して行ってほしいということで観光協会から申請があがってきまして、また補正予算なり、流用なりをお願いしていくこともあるかもしれませんし、また、それはもう全然やらんといってくれというお話になるかもしれませんので、そういったことで観光協会とですね、住民さんの間の話あったときにはですね、させていただきたいと思っておりますが、ただ、こちらにつきましては、特定の自治会さんからこういったことで要望があつてのことではございません。観光協会のほうがですね、たくさんの苦情を受けている中、どのようにすればいいかということ考えた結果でございますので、そちらにつきましては、観光協会にお任せしたいと思っております。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

次に、(4)世界文化遺産活性化事業の活用について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長

それでは、(4)世界文化遺産活性化事業の活用についてでございます。資料4をごらんくださいませ。

平成5年12月11日に法隆寺地域の仏教建造物が日本で初めて世界文化遺産の登録を受けてから、ことしで25周年でございます。このこ

とから、文化庁の世界文化遺産活性化事業補助金を活用しまして、法隆寺、法起寺を初め、聖徳太子の里をPRしてまいりたいと考えております。

まず、この補助金の概要について、ご説明させていただきます。1. 世界文化遺産活性化事業（補助金）についてをごらんください。

当補助事業は、文化庁から、世界文化遺産都市が行う活性化事業への補助金制度です。補助率は、原則100%となっております。補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等となっており、市町村で直接受けることはできません。このため、2月8日に、法隆寺、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、斑鳩町文化振興財団により、「世界文化遺産」地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームを設立したところでございます。補助対象事業は情報発信事業や普及啓発事業となっておりますが、対象外事業が多く、世界文化遺産の普及のための講演会やシンポジウム等は認められている一方、コンサートや伝統芸能などは対象外となっております。実施計画は最大5年間で計画できますが、1年度ごとに交付申請を行い、毎年度、採択審査が行われます。平成30年度分の採択の決定は、3月下旬の予定でございます。申請、補助、事業実施等の流れは、下段の図のとおりでございます。

それでは、次に、2. 斑鳩町の実施計画についてでございます。ページおめくりいただけますでしょうか。

5年間で、大きく7つの事業を実施してまいりたいと考えております。なお、当計画は、文化庁が斑鳩町の申請を採択した場合でございまして、採択されなかった場合は、規模の縮小または実施を見送りすることとしておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

①世界遺産等ライティングは、斑鳩町商工会に委託を予定しており、平成30年度、540万円で補助申請しております。内容は、法隆寺が平成5年12月11日に日本で初めて世界文化遺産に登録されてから25周年を迎えるのを記念し、法隆寺門前、法起寺周辺でライティングを実施したいと考えております。当事業については、補助がない場合は、規模を縮小して、法隆寺門前のみで、予定額70万円で町単独事業とし

て実施してまいりたいと考えております。

②ホームページの英語版作成は、現在、日本語版のみの観光協会ホームページについて、外国人観光客の誘客のため英語版を作成するものです。平成30年度に実施予定で、321万8,400円で補助申請しております。当事業については、補助がない場合は、規模を縮小して、69万1,200円で町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

③巻物型パンフレットの作成・多言語化とホームページ掲載については、斑鳩町観光協会に委託する予定です。平成30年度は、巻物型パンフレットの日本語と英語版の作成とデータのホームページ掲載をしてみたいと考えており、80万7,400円で補助申請しております。平成31年度以降も、フランス語、中国語、韓国語版の作成を計画しております。当事業については、補助がない場合は、規模を縮小して、英語版のみを作成することとし、28万6,200円で町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

④「外国語版奈良・斑鳩里めぐりMAP」作成は、斑鳩町観光協会に委託する予定です。平成27年度に作成した奈良・斑鳩里めぐりMAPは好評ですが、外国語版がないことから、平成30年度は英語版を作成いたしたく、135万9,720円で補助申請をしております。平成31年度以降も、フランス語、中国語、韓国語版の作成を計画しております。当事業については、補助がない場合は、実施しないこととしております。

⑤新しいガイドブック「聖徳太子えほん」の制作は、斑鳩町観光協会に委託して予定しております。この構想については、昨年8月10日の総務常任委員会で聖徳太子和く和くプランについて報告いたしましたときにご説明申しあげましたが、斑鳩町の聖徳太子ゆかりの地とリンクした新しい観光ガイドブックです。聖徳太子絵巻などから斑鳩町を中心にした聖徳太子の伝説を選定し、1ページに1つのエピソードと絵、そしてそのエピソードにまつわる斑鳩町の聖徳太子ゆかりのスポットを写真で掲載する形で考えております。平成30年度は、大阪芸術大学に挿絵・デザイン制作を依頼しており、30万円で補助申請しております。また、

平成31年度に日本語版の制作、32年度に英語版の制作を計画しております。補助がない場合は、規模を縮小して、日本語版のみの作成をしまいたいと考えております。

⑥でございます。東京での連続講座「(仮) 聖徳太子の聖地・斑鳩の旅のすすめ」については、歴史街道推進協議会に委託する予定です。平成30年度に東京で5回の連続講座を開催する費用としまして、225万6,200円を補助申請しております。講座の内容は、多言語に翻訳し、HPに掲載してまいりたいと考えております。補助がない場合は、実施しないこととしております。

⑦世界遺産フォーラムは、歴史街道推進協議会に委託する予定です。内容は、世界遺産のある自治体の首長が集まって、東京でシンポジウムを行うものです。平成30年度に開催を考えており、214万5,800円で補助申請をしております。補助がない場合、実施しないこととしております。

以上7つの事業を、文化庁の補助金を活用し、5年計画で実施できればと考え、盛りだくさんの内容で申請しておりますが、現在、文化庁においてその審査が行われており、3月末に採否の結果が通知される予定となっております。その結果によりまして、町単独事業として行うことができる範囲内で実施してまいることとしておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、世界文化遺産活性化事業の活用についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 国の補助がつかない場合というのできちっと対応も書いていただいて、わかりやすかったですけど、6番と7番ですね、これ、東京で開催されるっていうことなんですけども、それは東京のほうがいろいろな人の目にとまっていいのかなとは思いますが、それは、そういう目的なんですかね。そうか、そういうやり方していて、何かその観光地の

活性化につながっているよっていう何か事例があってこういう形で考えてはるのか、その辺、ちょっと教えてもらえますか。

まちづく  
り政策課  
長

まず、このですね、補助金を申請する前にですね、「世界文化遺産」地域連携会議という会議がございます。斑鳩町長は副会長でございますけれども、会長は京都市長でございます、日本各地のですね、世界遺産を持つ首長さんと、あと、学識経験者が集まる会議があるんですけども、その会議のですね、お世話役をされているのが、歴史街道推進協議会の方なんですけれども、その方からですね、このような補助金があるので、斑鳩町はせっかく25周年だからやってみないかというお話をいただきました。そちらのほうでですね、やはり、ほかの世界遺産のまちの方々ですね、例えば、今、紀伊山地のほうの方々なんかもそのような補助金にのっていっておられまして、東京でいろいろなシンポジウムもされて、新しい層のファンを獲得しておられるというお話を聞きました。今、斑鳩町に来られている法隆寺ファンの皆様は、主に中高年の方々なんですけれども、もう少しですね、やわらかい雰囲気法隆寺なり斑鳩の歴史を紹介して、首都圏の女性層でありますとか親子連れ層の意識を改革できるようなセミナーをしてみないかというお話をいただきましてですね、お金が100%つくのであれば、やはりそのような効果もほかの世界遺産のまちと同じように狙っていければというふうに考えまして、今回、首都圏のセミナーを希望したわけでございます。以上でございます。

委員長

ほかにございませつか。 小林委員。

小林委員

7番の世界遺産フォーラムの件なんですけれども、これは自治体の首長が、集まった自治体が各200万円を負担、補助金ですけれども、各補助金をもらう事業ではなくて、斑鳩町が代表してこの補助金を100%取りにいったときにだけ実施をされるという認識でいいんですかね。

まちづく

おっしゃるとおりでございます、この事業につきましては、100%

り政策課 事業でございますので、当町がこれをするということになりますと、こ  
長 のですね、プロジェクトチームを委託したり、歴史街道推進協議会のほ  
うが、全国各地のですね、世界文化遺産の関係ある都市にお声かけしま  
して、そのような首長さんが集まって、世界遺産の保護でありますとか  
PRについてですね、東京で講演会を行わせていただくものでございま  
すけれども、それにつきましては、当町1町で補助金を取りにいったま  
いりまして、当町1町のほうでさせていただいて、やるかやらないを決  
めるものでございますので、ほかの市町村の持ち出し額はございません。  
以上でございます。

小林委員 わかりました。  
あと1点ですね、②のホームページの英語版の作成について、事業費  
が300万ということで、結構な事業なんですけれども、これに入札で  
きる事業者っていうのはですね、幅広く募集されるのか、それとも条件  
を厳しくされるつもりなのか、町のホームページのように条件を厳しく  
されるのか、お伺いしたいと思います。

まちづく この事業につきましては、観光協会への補助金でございますので、観  
り政策課 光協会のほうでその委託状況ですね、については考えていただきたいと  
長 思っておりますけれども、補助金がついた場合には、当然、文化庁のそ  
の補助事業に従っていくことになってまいるかと思っております、以上  
です。

小林委員 文化庁の補助基準については、斑鳩町のホームページの要件みたいに、  
前例、実績がないとだめとか、そういうこと、ご存じですかね。

まちづく すみません、この事業につきましては、まだですね、文化庁のその補  
り政策課 助事業自体が始まったばかりでございまして、今現在でも、1つ1つに  
長 つきまして質問をしていっている状況でございます。採択されました後  
にですね、さらにその質問ができる段階になってまいるかと考えており  
ます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、このパンフレット、3番のパンフレットと4番のめぐりMAPかな、これ、初年度の英語版はみな高いんですけど、2年目がね、安くなっているんですけど、何か違いがあるのかと、何で、もし補助金おいたら2番目にフランス語を持ってくるのか、ちょっとその辺、教えていただけますか。

まちづく  
り政策課  
長 こちらはですね、通訳のほうの見積もりを出させていただいた結果で  
ございますので、どちらも英語よりもフランス語のほうが安くなってい  
た状況でございます。

もう1個なんですけど、なぜフランス語を2番目に持っていつている  
のかというご質問なんですけれども、観光戦略を組ませていただいたと  
きに、当町にフランスの方がたくさん来ておられるという実績が得られ  
ましたところから、そのような順番にさせていただいているという状況  
でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議 長 ①の世界遺産等ライティングですけれど、これ、明かりつけるという  
ことなのかなと。これ、補助がつかへんかった場合、70万という形に  
なっていて、もし補助がついたら、結構大きな金額になりますねんけど、  
この点灯のこの道具いうのは、毎年使えるん違いますの。一遍やればも  
う、あとは、30年度以外はそんな費用かかってけえへんものなのか、  
ちょっと電気代だけですむものなのか、ちょっと教えてください。

まちづく  
り政策課  
長 ライティングについてはですね、さっき、資料のほうの3のほうのい  
かるがW e e e e Kのところの29年度の④番目に書いたんですけど  
ども、いかるがW e e e e Kの④でございます。ライティング設備は  
年々購入しているため、廃止した場合にこれまでの投資が無駄になると

いうことをちょっと書かせていただいているんですけども、毎年買っているので、毎年少しずつゴージャスになっていってございまして、誘客の効果が出ております。もちろん電気代の補助もさせていただきますけれども、少しずつ買い足していただきたいと思いますと思っております、特に松並木につきましては、1年目行っていただいた方がちょっとがっかりされて、2年目行って、まだやっぱりもうちょっとやなっという状況です、やっぱり年々もう少しずつ足していかないと、誘客を目指せるところまでは来ないかなというふうに考えております。

この前例としまして、やはり、奈良市の燈花会も、初めは本当に小さな規模でやっていたのが、徐々に、徐々に大きくなっていって集客を集めていったという実績がございますし、夜のイベントというのは、やはり宿泊地を誘致する上でも大きな魅力になりますので、そのあたりは、積み上げていったですね、投資がですね、確実に生きていくイベントであると考えておりますので、そちらについては、少しずつふやしていければというふうに考えております。以上です。

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 次に、(5) 無料公衆無線LAN整備補助事業の創設について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 (5) 観光力向上のためのWi-Fi設置事業補助制度の創設についてでございます。資料5をごらんくださいませ。

訪日外国人旅行者に対する本町の魅力向上に向け、受入体制、環境の充実を図るため、まちあるき観光施設でのWi-Fi環境を提供するための補助制度を行いたいと考えております。

それでは、資料5の、まず、補助金の目的でございます。前段をごらんいただけたらと思います。

斑鳩町を訪れる観光客の町内周遊と滞在を促進する取り組みの一環と

して、観光力向上のための無料公衆無線LAN、つまりWi-Fiでございますけれども、利用できる環境を提供するために、まちあるき観光施設でWi-Fi環境の整備費用を補助する制度を整備したいというものでございます。

対象者でございます。斑鳩町においてまちあるき観光施設の設置または管理を行う者としてします。

次に、対象事業者です。対象者がまちあるき観光施設にならFree-Wi-Fiサービス提供事業者が提供するWi-Fi環境を導入する事業とします。

次に、対象経費でございます。補助の対象となる経費は、①アクセスポイント機器購入費、②アクセスポイント機器設置費、③回線設置初期契約費等のインターネット回線導入費、④回線設置に伴う屋外及び屋内の配線に係る工事費、⑤Wi-Fi導入に係る現地調査費でございます。

次に、補助額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の上限は2万円です。

補助対象期間でございますけれども、平成30年4月1日から32年3月31日の2年間と考えております。

できますならば、こちらを平成30年4月1日よりの施行してまいりたいと考えております。

以上、観光力向上のためのWi-Fi設置事業補助金の創設についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 この制度自体はいいと思うんですけども、ちょっとよくわからないんですけども、1か所設置すると、どの範囲まで電波っていうのは届くものなんですかね。

まちづく  
り政策課 もうほとんどその店のまわりだけぐらいと考えていただけたらと思います。以上です。

長

木澤委員

また新年度予算で予算化されていると思うんですけど、既にもう、こういうふうに設置をするよっていうふうに考えている方がいらっしゃるのか、それかまだこれからの状況なのか、その辺も教えてもらえますか。

まちづく

り政策課

長

私も、私的にですね、いろいろ斑鳩町の、駅から歩いてきて、法隆寺周辺のあたりでお店入らせていただいでですね、Wi-Fiがついてるか、電源を貸してくれるかなどのチェックはさせていただいているんですけども、まだ進んでおられないところもありますので、この予算が通りましたならば、そういったところにもチラシなりお持ちさせていただいて、お声がけさせていただければというふうに考えております。もちろん、広報やホームページでも広く周知もさせていただきます。以上でございます。

委員長

ほかにございませつか。

( な し )

委員長

次に、(6)法隆寺観光自動車駐車場利用料金の減免について、理事者の報告を求めます。安藤まちづくり政策課長。

まちづく

り政策課

長

それでは、(6)斑鳩町観光自動車駐車場利用料金の減免についてでございます。資料6をごらんください。

斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者である斑鳩町観光協会より、平成30年1月29日付で、斑鳩町観光自動車駐車場の減免承認申請が提出されました。これは、観光ボランティアから斑鳩町観光協会に対し、観光客に無料で案内をし、観光振興に役立っているなので、駐車料は無料にしてほしいという要望がございますことから、下記のとおり、観光ボランティア活動により駐車場を使用する場合、駐車場利用料を、現行の100円から無料に変更することを承認したいと考えます。減免対象団体は、斑鳩の里観光ボランティアと斑鳩アイセスSGGで、観光ボラン

ティア活動に限ります。利用料金の減免は、現行は、減免料金として1台につき1回100円を徴収しております。観光協会からの申請による改正後は、減免料金を0円とし、徴収しない方向で申請を承認していければと考えております。

以上で、斑鳩町観光自動車駐車場利用料金の減免についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたしますが、最初に私のほうから、1点お伺いします。

現行100円を徴収しておられる台数ですね、月平均何台ぐらいなのか、そして、この役場庁舎の東側駐車場を利用しておられるボランティアの方、何名ぐらいいらっしゃるのか、そのことをちょっとお伺いします。

まちづく  
り政策課  
長 それでは、まず、委員長からご質問を受けました観光ボランティアが100円を払って町営駐車場に年間何台駐車しているのかについてでございます。平成24年度から28年度の5か年平均で、2,170台でございます。

次に、無料開放している役場庁舎東側の駐車場についてでございます。これまで5年間、ガイドの皆さんなんですけれども、すみません、平成23年8月の建設常任委員会でガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書が不採択になった後、斑鳩町観光協会を通しまして、観光駐車場は有料駐車場であり、ガイド活動で駐車される場合は減免価格である100円で駐車されたいこと、また、その代替えとして、役場東側の駐車場であれば無料で駐車していただいてもよいという旨を斑鳩の里観光ボランティアの会と斑鳩アイセスSGGの皆様にお伝えしたとのことでした。しかしながら、両団体の代表にご確認させていただきましたところ、その後、現在までの間、駐車場の混雑時以外は、ガイド活動の折に役場東側駐車場に駐車した会員がいると聞いていないということで回答を得ております。以上です。

委員長            それでは、質疑、ご意見をお受けいたします。ございませんか。  
木澤委員。

木澤委員        私は以前から、こういう形で町の観光振興に貢献していただいている  
団体ですので、利用料についてはきっちり、100円ではなくて無料と  
いうことで利用していただくべきかなというふうに思っていましたので、  
今度こういうふうに改正されることについては、いいことだと思います  
し、了承したいと思います。

委員長            ほかにございませんか。

                    ( な し )

委員長            それでは、私のほうからお伺いします。

まず、平成23年にボランティアの方から陳情書がまいりまして、そ  
のときに、建設水道常任委員会で審議させていただきました。継続審査  
として審議する中で、町の主張、考え方ですね、また、ボランティアの  
方の意見、それぞれお聞きしまして、最終的には、町の主張、考え方を  
了とするということで、100円を徴収するというので、議会は了承  
しております。議会の議決はそういうことになっております。

今回、町の主張、考え方を変えるということであれば、それはそれで  
結構なんですけれども、変えるに至った経緯、ただ観光協会から申請が  
出てきたから変えますと、そういうふうなことでの説明では、議会の議  
決をどのように考えているのかという問題に私は至っておると思うん  
です。やっぱり議会の議決いうのはね、重要なもの、それを変えていくに  
は、それ相応の説明、町の考え方、変えた理由が必要だと思います。そ  
こら辺、今回の説明の中には含まれておりません。これは何も報告した  
課長のことを言っているのではなしに、理事者側のそういうふうな態度、  
町が言えば議会は何でも通るんやないかと、そういうふうな軽い気持ち  
を持っておられるのではないかなと私は思います、そこら辺は重々気  
をつけていただいて、やはり議会の議決いうのは重要なものであって、そ  
れを変えるにはちゃんとした説明が必要だということを認識しておいて

ください。

そして、中身についてなんですけれども、観光協会から、無料にしてくれという要望があった。ボランティアの方はね、観光協会所属の団体なんですね。そうしたら、観光協会の中で処理していくべき問題であると私は思っております。ボランティアの方、個人的に駐車料金をお支払いになっている、それが負担になっているということであれば、観光協会が駐車場を用意して、観光協会が駐車料金を支払えばええということになりませんか。

先ほど、年間平均2, 170、これ、1日になおすと、6台か5台ぐらいですね。これ、無料に、今でも、お金払ってでも6台から7台ぐらい置いてはる。これ、無料にすると、何台ぐらいにふえるんですか。今、お金払うからこっただけでおさまっているけれども、無料にすれば、8台、9台とふえていく可能性が多いと思います。観光協会の中で、例えば5台のスペースを確保して、この部分については観光協会が支払いますよと、残りについては個人で支払ってください、そういうふうなローテーションを組んでですね、やっていっていただければ、何もこの要綱を変える必要はない。また、観光協会、その5台や6台分のお金、ちょっとしんどいから、それこそもう半額に減免してくれとか、そういう要望であればええけれども、個人的なお金の支払いについて観光協会が要望するということ自身が間違っているのではないかと、私はこのように思っております。

今現在、駐車場収入は観光協会の中に入っていますから、自分でお金払って、自分で代金がふえてくるということで、実質的には無料にはなってくるのではないかなとは思いますが、観光協会の所属する団体のことは、やはり観光協会の中で処理していただきたい。

今回、観光協会の会長がかわられましたので、観光協会の中でいろいろ協議していただいて、再度、やっぱりそれは無理やということであれば、また町と協議されたらいかがかと、私はこのように思っております。

まちづく ありがとうございます。

り政策課  
長 そういたしましたら、委員長からこのようなご意見賜りましてですね、観光協会のほうに、この議会さんからのですね、ご意見をお伝えさせていただきまして、また再度検討、内部でしていただきたいと思いますので、どうぞご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(7)平成30年度町民体育大会について、理事者の報告を求めます。 井上生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事 (7)平成30年度町民体育大会について、ご報告をいたします。  
議員皆様には何かとご心配をおかけしております町民体育大会の開催につきまして、当委員会にご報告申しあげ、ご理解を賜りたいと思えます。

町民体育大会の開催につきましては、これまで議員皆様よりたびたびご意見を賜ってまいりました。また、昨年12月の定例会一般質問におきましてもご質問をいただいたところですが、町、教育委員会といたしましては、町民体育大会の今後のあり方、その方向性につきまして、自治会連合会や体育協会などで構成されます斑鳩町民体育大会実行委員会や自治会の皆様のご意見を賜りながら検討してまいりたいとご答弁をさせていただいたところでございます。

まず、自治会の皆様のご意見をお聞きするため、昨年12月21日に168自治会を対象にアンケートを実施いたしました。この結果でございますが、お手元の資料7、平成29年度斑鳩町民体育大会アンケート調査集計表をごらんいただけますでしょうか。回収総数が85自治会で、回収率は50.6%でございます。

貴自治会では町民体育大会を開催するのが望ましいと思えますかという設問に対し、望ましいと回答されたのが6件、7.1%、どちらかといえば望ましいと回答されたのが18件、21.2%、この2つを合わ

せますと、24件、28.3%となっております。また、反対に、望ましくないと回答されましたのが20件、23.5%、どちらかといえば望ましくないと回答されましたのが23件、27.0%、この2つを合わせますと、43件、50.5%となっております。また、どちらともいえないと回答されましたのが14件、16.5%で、その他（無回答）が4件で4.7%という結果でございました。

そして、その理由といたしましては、望ましい、どちらかといえば望ましいと回答されたものでは、自治会の親睦が図れ、連帯感や絆が深まるから、また、自治会として参加することが定着しているというものでした。一方、望ましくない、どちらかといえば望ましくないという回答されたものでは、選手を募るのが大変だ、出場してくれる人がいない、地区内の自治会をまとめることや準備が大変だからというご意見がございました。

このようなアンケート結果を踏まえまして、1月18日に開催いたしました町民体育大会実行委員会におきまして、アンケート結果を説明し、来年度の町民体育大会の開催について、議論をいただきました。

自治会関係者からのご意見といたしましては、半数の自治会が、望ましくない、どちらかといえば望ましくないというアンケート結果や、自治会においては高齢化や若い世代が無関心などの理由により参加者を募るのが難しいということから、町民体育大会をやめてよいというご意見がありました。

また一方、体育関係者からは、町民の親睦が図れて絆を深めることができ、また、町民がスポーツに親しむきっかけになるので継続すべきである、また、高齢者を初め町民が興味を持つような種目などを検討して参加者をふやすべきであると、このように相反する意見が出されまして、2つに分かれる中で、実行委員会として一致した方向性を見出すことができませんでした。

このようなことから、町といたしまして再検討いたしました。町民体育大会を開催していくことについては否定的な意見も多く、実際に、昨年4月の大会においても、23地区中6地区が不参加であったこと、また、17地区の参加の中で、従来人気種目であった綱引き競技でも不

参加が3地区、男子400メートルリレーで9地区、女子400メートルリレーでは15地区が不参加であったこと、そして、これまで、参加しやすい競技種目への変更や、参加方式を各地区への割り当てから自由参加への変更もいたしました。また、テント設営を町で行うなど、自治会負担の軽減と参加しやすい環境づくりに努めてきましたが、参加者の減少に歯止めがかからなかったこと、また、町民体育大会の目的の1つであります町民のスポーツ参加へのきっかけづくりにつきましても、町民体育大会が始まった当時と比べまして、体育館やテニスコートなどの施設の充実、また、総合型地域スポーツクラブができたことにより多様なスポーツへの参加の機会がふえております。

以上のことから、町民体育大会を継続していきましても不参加の自治会が増加していくことが見込まれる中、町民体育大会を開催することの意義が薄れてきていると考えます。

しかしながら、過去において、町民皆さんが競技に熱狂し、また、応援にも大変力が入り、町民体育大会が大きく盛り上がった時期もございました。また、そういった中、町民体育大会が町民の親睦とコミュニティの醸成に大きく貢献したのも事実であり、見過ごすことはできません。

次の大会は第60回という記念すべき節目の大会でもあり、この大会を最後の町民体育大会として、皆さんが心を1つにいただきまして大会を盛り上げていただき、フィナーレを迎えることができればという結論に至りました。

そのようなことから、再度、体育関係者の皆様にお越しいただき、町の考え方をよくお話しさせていただき、議論をする中で、最終的には、第60回を最後に、以後開催しないことについて、大変寂しいことではあるがやむを得ないとお言葉をいただくことができました。

町といたしましては、4月22日に第60回町民体育大会を開催し、これを最後の大会とすることといたしました。自治会の皆様には、2月25日に町民体育大会説明会の開催についてご案内をさしあげているところでございますが、この説明会においても、第60回町民体育大会を最後の大会として開催する旨をお知らせして、皆様のご理解を得たいと考えております。

町といたしましては大変難しい決断をしましたが、委員皆様にはどうかご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、平成30年度町民体育大会についての報告といたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この件については、先日行われました議員懇談会の中で、教育長が出席していただいて、同様の報告をしていただいたと思うんです。町民体育大会を開催、運営していく中で、実行委員会でいろいろ相談をされて、その中での内容っていうのは、それは重視していくべきやというふうには思っているんですけども、ただ、議員懇談会の中ですら、もう町として結論出しましたと、それで、そのことを議会として了承してくださいっていうような報告の仕方であったと、今もそういう形になっているのかなと思うんですけども、本来であれば、当時も言いましたけども、担当の総務常任委員会にご相談いただいて、町はこういうふうを考えていますけどということで、議会の意見も聞いていただいて、最終的に結論出すというふうに進めていただきたいなと思っていましたけども、残念ながら、議員懇談会の説明では、私はそういうふう感じとれなかったんです。

この件については、町長のほうにですね、町としてはどういう姿勢で議会と、議論っていうんですかね、いろいろ諮っていくと、町の事業についても進めていこうと考えているのか、まずちょっときちと確認をさせていただきたいなというふうに思うんです。

委員長 中西町長。

町長 今、この件につきましてはですね、いろいろ、実行委員会ともいろいろ話をさせていただきました。その中でですね、実行委員会、自治会連合会で話をさせていただきまして、自治会連合会のほうにつきましても、やはりこのまま続けていくのは難しいという考え持っておられました。

その中で、アンケートの結果等を踏まえながらですね、実行委員会で私も話はさせていただきましたが、このまま続けていくというのは、やはりこの状況では難しいのではないかとというようなことで話はさせていただいたところでございますけれども、体育協会等の関係のほうからですね、何とか種目等の見直しもかけてやっていきたいという意見がある中で、今回、何とかその見直しについてですね、どういうふうにやっていけるのかどうかいうのを検討いただきたいということで体育協会にも話をしたところでございます。その話をいたしましたけれども、なかなかその検討、体育協会のほうからもそのような競技の見直し等の意見も出てこない中で、最終的にはそういうような形に踏み切ったというような形になっているところでございます。

また、体育協会のほうにいたしましてもですね、ちょうどその会議のときにいろいろ話はさせてもらいました中で、その前に、ちょうどマラソンの実行委員会がございまして、その中で、体育協会ですらマラソンの実行委員会、その立哨するのもしんどい状況になってきているという中で、できたら職員の配置、増加をしてほしいというような意見も出てきている中で、何とか、その場はそれであれしましたけれども、その後、この町民体育大会という話になって、その中で、体育協会自体、そういうマラソンでも、もう立哨だけでもしんどいという中で、まだこれを続けていくというの、本当にできるのかどうかということも確認もしたところでございますけれども、何とか体育協会としてはやっていきたいという意見がございましたので、ですので、何とか、運営委員会の中では、次年度一応やっつけようというような形では取りまとめをさせていただいたところでございますけれども、その後の体育協会からの答えが、そういうような状況で、いろいろな種目の見直しもできない中、教育長のほうもその辺の判断をして、30年度でこの町民体育大会を終わりたいというような考えを、達したというところでございます。

木澤委員

今、町長おっしゃっていただいたことについては、当時、先日、教育長のほうからもおっしゃっていただいたんです。私が聞いているのは、議会に相談していただいて町の方向性についても最終的に結論を出すど

いう、手法っていうんですかね、姿勢ですね、を持っていただきたいな  
と  
思っているんですけども。

ちょっと議論それとあれですけども、昨日、厚生常任委員会のほう、  
傍聴させていただきましたけども、町のごみ処理の大きな事業について  
も、委員会に全く相談がないまま、町のほうで、言うたら独断専行して、  
そして後で事後承諾というような形で物事を進めておられるような気が  
しまして。町長変わられて、私、前回の総務常任委員会でも、その旨に  
ついては申しあげたというふうに思うんです。残念ながら、今回、報告  
を受けた段階では、その姿勢が感じられなかったということで、今、改  
めて、町長にそういう姿勢できちっと臨んでいただけるのか、確認をさ  
せていただきたいと思っ  
ているんですけども。

町 長

議会のほうにはその、事前の報告がなかったということでございます  
けども、この町民体育大会につきましては、12月の一般質問でもやっ  
ぱりそれ、このまま進めていくのかどうかというような意見もいただい  
ております。その中で、参加の関係等はアンケートとりながらという形  
で進んでまいりました。ただ、期間が、どうしても、説明会をこの2月  
の25日ですか、に迫っておりますので、その辺で、やはり早くその辺  
の結論を出していきたいという考えもございましたので、ある程度一般  
質問の答弁の中でもお答えさせていただいておりますので、その辺はこ  
ちらも、私自身の考えかわかりませんが、ある程度理解はしていただ  
いていたのではないかなというような考えを持っておりました。ただ、  
言われるように、もう少し時間があれば、もう少し内容的にも詳しく説  
明をしていかなければならなかったかもしれません。ただ、その辺は、  
ちょっと期間がなかったということで、ちょっとご理解はいただきたい  
と思います。

何と申しますか、今までのような形で、議会を無視していこうとかい  
うような考えは、職員もみんな、そういう考えは持っておりません。は  
っきりみんな、議会のほうにも報告しながらですね、事業を進めていき  
たいという考えで話をしております。

この間の厚生常任委員会の関係でもございますけども、あの件につき

ましても、本当に職員自体は苦勞しておると思うんですよ。その辺をや  
っぱりちょっと理解していただきまして、ちょっと今の厚生常任委員会  
の話とこれとはちょっと分けた段階でちょっと話もらえたらというふう  
に思います。

木澤委員 議会のほうに対してもきちっと相談をしていくという姿勢を持って  
るってことは確認させていただきました。

最終的にですね、廃止することに対して、私は、必ずだめだというふう  
には申しあげているつもりはないんです。いろいろそういう事情もある  
中で、期間も、議会に相談する期間もなかったと。ですので、例えば  
ですよ、懇談会に来たときに、総務常任委員会までにそのいとまがなか  
ったから、議員懇談会の場をかりて相談に来たんですって言うてくれは  
ったら、別にそれ、よかったなと思ったんですけど、もう結論出しまし  
たって、了承してくださいっていうふうに来はったんでね、ちょっとそ  
れは違うんじゃないかというふうに思って申しあげているところなんで  
す。

委員長 藤原教育長。

教育長 ちょっと誤解を受けたのには、大変申しわけないと思っております。  
やはりですね、この問題は、今、25日に説明会をするということをし  
あげ的过程中で、自治会のほうから、いろいろなことをおっしゃって  
いただいています。そういった中でですね、議員さんが地域に根差した活  
動をしているという中で、住民の方からいろいろとお尋ねいただ  
いているということも、またお聞きをしているわけです。そういった中  
で、総務常任委員会を待っておりましたら、議員さんが何も知らない  
状態でね、住民と接していただくという形にもなろうと思  
いましたので、議員懇談会が先にございましたので、そちらのほうで  
皆さんのご理解をいただくということで、ご説明をさせていただ  
いたということでございます。

議員懇談会、特にですね、ちょっと誤解があるのかなと思うんですけ  
れども、議案の審議は当然ながらしてはいけないので、何も意見が言え

ないというのは当然と思うんですけども、あの場合ですね、皆さんからご意見をいただくというのは当然のことでございますし、いろいろなお話もできたのかなと思っています。そういった意味で、皆さんの、議員皆さん全員でまたいろいろなところに行っておっしゃっていただければそれはよかったのかと思って、先に出させていただいたということでございますので。

木澤委員 それぞれちょっと思いの行き違いもあったのかなというふうに思いますけども、あとですね、体育協会のほうから具体的な、縮小案っていうんですかね、先ほどおっしゃっていた、それが出てこなかったっていうふうにおっしゃったんですけども、私、何でこの町民体育大会の開催が負担になっているのかっていうと、自治会の体育委員さんがその選手に声かけて、出てくださっていう、そこが一番負担になっているのかなというふうに思うんです。それでしたら、もう町に直接申し込んでもらおうとかいう形での開催の仕方っていうのが検討されたのかなと。

先ほど、町民体育大会を開催する意義っていうのをおっしゃっていましたので、そういう形ですごい縮小してしまっただけのものになるっていうんだったら、町民体育大会ではなく、また別の形になってしまったりっていうことでおっしゃっているのかもしれませんが、だから、そこら辺の議論っていうのをされているのかどうか。もしくはだから、いとまがあればですね、やっぱり総務常任委員会でもそういう議論なんかもしていった後に、最終的にじゃあどうするのかっていう結論を出すべきかなというふうに思ったんですけど。

そここのところは、検討とあって、議論はされているんですか。

教育長 町に直接申し込む形にすればどうかということ、ご意見なんですけども、既にですね、オープン競技等につきましては自由参加ということで、当日申し込んでいただければ結構かという形に変更させていただいてるところでございます。

木澤委員 ただ、今までは、私の自治会でも、事前に自治会の回覧が回ってきて、

この競技出られる方いますかというふうに自治会体育委員さんが動いてはって、やっぱりそれを見て、ああ、そういう負担があるんやなというふうに思っていたんですけども。例えばだから広報なんかで、こういうふうで開催して、種目はこうですよと、申し込んでくださいというふうにすれば、別に体育委員さんの負担はないのかなというふうに思ったんですけども。だから、そこが一番ネックになっているのかなというふうに思って。だから、体育協会のほうからは具体的な案がなかったっていうことですけども、だから、そういう開催の仕方もあるのかなというふうに思ったので、そこの検討はされたのかなとちょっと気になったんですけど。実際には、マラソン大会なんかも、直接申し込んでもらって開催しているわけですね。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時37分 休憩 )

( 午前10時49分 再開 )

委員長 再開いたします。

藤原教育長。

教育長 先ほどの木澤委員のご質問でございます。これまでもですね、住民、自治会の役員さんのほうから、競技選手を集めるのが非常に難しい、困難であるということの中で、町もですね、自由参加という形でさせていただいた経緯もございます。そういった中で、そういった経緯の中でも参加者が非常に少なかったということがございます。したがって、町に直接申し込みをするという形をとりましても、参加する方が望めないのではないかなというふうに感じているところでございます。

先ほど来からその説明をさせていただいておりますように、過去においてはですね、非常に盛り上がったという時期もございます。この町民体育大会そのものの意義が全くないということではございません。本当にですね、これがうまく機能すれば非常にいいことではございますけれ

ども、そういった参加者がなかなか少なくなってきたという状況に鑑みまして、とりあえずは60回の4月の大会をもちまして、最後にさせていただきたいなと思っております。

やはりですね、本来の、皆さんがコミュニティを図ると、町民の皆さんが連携を図っていくということの意味におきましては、今後何かそういったことが可能な行事等がございましたら、また、それはそれで検討させていただきたいとは思っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 これまでやってきた形での町民体育大会っていうのは、私自身も、開催するのがしんどいという声は自治会の役員さん等から聞いてきたこともありまして、廃止されることについては特に反対はいたしません。今、教育長おっしゃっていただいたように、今後ですね、また別の形で、例えばスポーツ大会であったりとかいうのでやりたいという具体的な声があればですね、また町のほうとしても検討していただきたいというふうに、要望だけさせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。  
仲村総務課長。

総務課長 それでは、総務課から1点、12月の総務委員会におきましてご意見をいただいております斑鳩小学校資料館1階の一部を書庫として使用していることにつきまして、今後の方針等に関し、ご報告をさせていただきます。

本書庫につきましては、斑鳩小学校資料館1階の多目的室の半分を町の保存文書の書庫として利用をしておりますが、書庫として利用してい

る以外の残りのスペースにつきましては、教職員の研修や学校行事、クラブ活動等で利用されているという状況でございます。

書庫としての利用に際しましては、平成26年の利用開始当時、教育委員会事務局や学校と協議いたしました中では、多目的室の半分のスペースであれば利用に支障がないということでありましたので、現在の利用形態となったということでございます。

仮に、別の場所に書庫のスペースを確保していくことといたしました場合、現在、既に設置をいたしております書架、棚ですね、これの移転に要する費用が必要となることに加えまして、保存文書の増加の問題の観点から、文書保存のあり方についても見直しを行っていく必要があると考えております。

こうしたことから、まずは現在の保存年限、文書管理につきまして見直しを行うことによりまして、文書保存量の縮減を図り、その量を見る中で、教育委員会事務局、また学校とも協議を行いながら今後の方針を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

委員長           ほか。     中原生涯学習課長。

生涯学習課長     それでは、生涯学習課から1点、ご報告がございます。斑鳩町立図書館における貸出冊数の上限の変更についてであります。

斑鳩町立図書館において、図書館利用の活性化を図るため、貸出冊数の上限を、現行の1人8冊以内から10冊以内へ変更を行うものでございます。施行期日は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上、斑鳩町立図書館における貸出冊数の上限の変更についてであります。よろしくお願い申し上げます。

委員長           ほかにごございませんか。

(    な    し    )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 町の資料の件ですけども、町のほうとしても、そもそも文書自体の量  
ですね、を縮小していくということで今後の検討をしていただくという  
ことで、それについてはその方向で進めていただきたいなと思いますけ  
ども、前回聞いたときは、将来的にもそこを使っていきたいというふう  
におっしゃっていましたが、やはり適切な場所を確保してですね、  
今後ずっとそういう形で使うっていうのではなくて、教育施設について  
は教育の場として利用していただけるように、例えば、今後で言います  
と特別支援教室がふえてくるのも予想されますし、やはりそういうこと  
に使えるような場としてお返しをするということで、別にき  
ちっとやっぱり書庫の管理する場所については確保していくという方向  
性をもって進めていっていただきたいと思いますので、それについては、  
お願いをしておきます。

委員長 ほかにございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 斑鳩小学校の書庫になおすということですけど、あそこは気づけてい  
ただきたいのは、床に換気扇ありますので、その上に物置いて通気を悪  
くするという事は、大変やと思います。これも要望なんですけど、そ  
れを気づけて、書庫の管理、よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、  
お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 以前ですね、小中学校のエアコンの設置について、財政的な面からですね、町の負担がどうなるとか、今後の設置の計画がどうなるとか、その見通しについて、本来であれば、前回の12月の総務常任委員会にご報告いただけるというのが前町長のときの答弁でして、今回、町長かわられてばたばたしてはったので、どうなるのかなと思っていましたけども、新年度予算の中では、どういう形で設置していけるのかどうか調査していくというような費用については計上されていましたが、現在、具体的な見通しについては、まだ担当常任委員会のほうにはお示しいただけないということなんでしょうかね。

委員長 藤原教育長。

教育長 今、委員がおっしゃいましたとおりですね、エアコン設置につきましては、平成30年度の当初予算の中で、調査費を計上しているところがございます。その中でね、まず、エアコンの、形式といいますか、電気ですのか、ガスで行うのか、そういったこともございます。また、補助金の取り方ですね、また、事業の発注の仕方、PFIにするのか、いろいろございます。そういった中で、いろいろな手法を検討しながら、できるだけ費用を安くあがるような方法で考えていきたいと思っております。

また、補助金でございますけども、今までお聞きをする中では、やはりまだ国のほう、全体の中で考えましたときには、まだ耐震化が進んでいないという中で、補助金がそちらのほうに重点的に回されているということもお聞きしております。文科省におきましてはですね、耐震化が終われば次はエアコンというような考え方も示される中で、その辺の流れも見きわめながらですね、考えていきたいなと思っております。

木澤委員 町の負担っていうのもやっぱり考えないといけないので、きちっと計画なり見通しを持って進めていくというのは大事やと思いますので、そ

の考え方については、了解します。

ただ、ちょっと気になったのは、前町長のときにですね、もう12月に示せますというふうにおっしゃっていたんですけども、担当課、財政のほうになるかもしれませんが、その段階でどういう提案をしようと思ってはったのか、当時の町長とどんな話ししてはったのかっていうのは、何か具体的に示していただけるものがあるんやったら、町単でいこうとしてはったのか、その辺、ちょっと確認したいんですけども。あのとき、もう、しますって言うてはったので、当時の考え方として。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 その当時、たしか町長のほうも、その資料というのを提出させていただきますということはあったんですけども、まずは、国庫補助金ですね、その関係についてどういう状況にあるのかというのを、いわゆる町の持ち出しが少ない中で進めていかなければならない重要な事業でございますので、国庫補助金の状況についてはどういうふうな状況にあるかということ調べよというような形で指示を受けた部分がございます。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員

小村委員 先ほどのエアコンの設置の件なんですけど、県の地方消費税が、入が多分ふえたと思うんですけど、その際に、知事のほうに公式に、教育予算に使いたいというようなことも言っておられたんです。ですから、このエアコンを設置する時期っていうのも、補助金が県からもし、エアコンにその予算が使われて、県が補助金を出すよっていうような情報とかをつかみながらそういうのしていたけたらなと思ひ、それもひとつ頭の中にいれていただけたらありがたいなと思ひます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。  
中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。  
どうもご苦勞さまでございました。

(午前11時01分 閉会)